⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of Yagiyama Tunnel and etc.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by mail : 5 : 00 p.m. 6 August 2009 (application forms and relevant documents for the qualification brought with 4 : 00 p.m. 6 August 2009)
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 12 : 00 a.m. 17 September 2009 (tenders brought with 12 : 00 a.m. 17 September 2009 or tenders submitted by mail 12 : 00 a.m. 17 September 2009)
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tokyo Regional Bureau, Railway Construction Headquarters, Japan Railway Construction, Transport and Technology Agency 2―11―1, shibakoen, Minato-ku, Tokyo 105―0011 TEL 03―5403―8732

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成21年7月6日
（契約責任者）
西日本高速道路株式会社　関西支社
支社長　牧浦　信一
◎調達機関番号　419　◎所在地番号　27
**○第９号**
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　新名神高速道路　下音羽工事（電子入札対象）
⑶　工事場所　自）大阪府茨木市下音羽
至）大阪府茨木市車作
⑷　工事内容　本工事は、切盛土工55万㎥、橋梁下部工17基を含む土木工事である。
⑸　工事概算数量
延長　788m
切盛土工　550,000㎥
橋梁下部工　17基
工事用道路　1,420m
⑹　工期　契約締結日の翌日から1,650日間
⑺　本工事は資料の提出及び入札等を、原則として電子入札システムで行う電子入札対象工事である。ただし、下記の①～④のいずれかの事由に該当するため、電子入札によりがたい者は、契約責任者の承諾を得て紙入札方式によることができる。なお、承諾に係る手続は５⑰を参照すること。
①　電子入札システムで使用するＩＣカードを保有しているものの、システム障害のため、競争参加資格確認申請書を期日までに提出できない場合
②　電子入札システムの導入のため、ＩＣカード発行の申請手続中である場合
③　ＩＣカードが失効、閉塞、又は破損等で使用できなくなったため、ＩＣカード発行の申請手続中である場合
④　会社名、住所、又は代表者等の変更によりＩＣカードが使用できなくなったため、ＩＣカード発行の申請手続中である場合
⑻　本工事は、入札時に、入札説明書に示した最低限の要求要件において、工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案(以下「技術提案」という。)及び技術提案資料を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札予定者を決定する総合評価落札方式の工事である。
⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行対象工事である。なお、入札時に施工方法等の提案を行い、その提案が採用された場合には、採用された提案に対する再度の提案は受け付けない。
⑽　本工事は、入札後に落札予定者と当社が、より合理的な施工方法、資材調達方法等（以下「施工方法等」という。)とするための提案を協議し、合意を得た場合に、落札価格を変更することができる技術提案合意方式の試行対象工事である。
⑾　本工事は、すべての入札参加者から単価表の提出を求める工事である。
⑿　紙入札方式の場合⑾の単価表は原則として電磁的記録媒体（ＦＤ又はＣＤ－Ｒ）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
2　競争参加資格
当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則」(平成17年細則第７号）第６条の規定に該当しない者であること。
⑵　開札時に、平成21・22年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格のうち「土木工事」の資格を有し（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続きに基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数が1,300点以上である者（上記の再認定を受けたものにあっては、当該再認定の際に、客観的事項に係る点数が1,300点以上であること。)。又は、この条件を満たす２者で構成された共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　入札公告の前年度から起算した過去２年間（平成19年度及び平成20年度）における当該工種の工事成績の平均点が２年連続で65点未満でないこと。
⑷　施工実績
平成６年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。ただし、施工実績は、西日本高速道路株式会社が発注し、完成・引渡しが完了した工事（旧日本道路公団が発注し、平成13年度以降に完成・引渡しが完了した工事を含む。）である場合にあっては、評定点合計が65点未満のもの並びに国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人(以下、「他の機関」という。)が発注した工事である場合にあっては、工事成績評定が一定の点数未満であるために当該他の機関の競争入札において施工実績として認めていないものを除く。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
㋐　同種工事（代表者)（下記ａ）及びｂ）を必要とする。)
ａ）土工量(切土量又は盛土量の大きい方）が40万㎥以上ある道路土工工事
ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）が30m以上のコンクリート橋脚の工事
ただし、特定建設工事企業体にあっては、特定建設工事企業体を構成する代表者が㋐の同種工事の施工実績を有し、特定建設工事企業体を構成する代表者以外の構成員は、㋐の同種工事若しくは㋑の同種工事の施工実績を有すること。
㋑　同種工事（代表者以外)（下記ａ)及びｂ）を必要とする。)
ａ）土工量(切土量又は盛土量の大きい方）が20万㎥以上ある道路土工工事
ｂ）躯体高さ（フーチング下端から橋脚の天端までの高さ）が15m以上のコンクリート橋脚の工事
⑸　配置予定の技術者等
次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とし、専任を要する者は下記の②ｂ）の経験を有することとし、主任（監理）技術者は当該工事に専任で配置できること。
①　専任の主任技術者又は監理技術者が、当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る技術資格者又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　現場代理人、主任技術者又は監理技術者が、平成６年度以降に下記の同種工事の経験を有する者であること。なお、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。ただし、施工実績の取扱いは⑷に同じ。